



9月9日は「救急の日」です

救急フェア'10を 開催します

毎年9月9日は「救急の日」で、今年はこの日を含む9月5日から11日までの1週間を「救急医療週間」として、全国各地で応急手当の講習会などの救急に関するさまざまな行事が実施されます。

市では、この週間にあわせて「救急フェア'10」を開催します。これは、救急医療、応急手当に対する正しい理解と認識を深めていただくとともに、AED（自動体外式除細動器）の取り扱い方法の体験などを通して、皆さんの行動でたいせつな命が救えることを知っていただくためのものです。

詳しいことは、消防署（89局9751番）へ、お問い合わせください。

日時 9月4日（土）午前10時から午後3時まで（小雨決行）

会場 東三河ふるさと公園管理棟
内容 心肺蘇生法・AEDの体験、救急資器材や消防車両の展示・体験乗車など

**救急車の適正な利用を
お願いします**

近年、軽いけがや病気などで救急車を利用される傾向があります。これらにより、重症患者に対する救急車の到着が遅れ、助かるはずの命を救えなくなる恐れがあります。救急車の適正利用を心掛

けましょう。

また、救急車を呼ぶときは慌てないで、①どこで（住所・付近の目標）②誰が（氏名・性別・生年月日）③どうした（事故の種類・けがの程度・意識の有無・持病やかかりつけの医療機関など）をお話しください。

急病のときは

休日や夜間に急病などで医療機関を利用したときは、①ま

ず、かかりつけ医に連絡する②かかりつけ医が不在のとき、またはかかりつけの医療機関がないときは、休日夜間急病診療所（89局0616番）や、救急当直医の診療を受ける。歯科の場合は、歯科医療センター（84局7757番）の診療を受ける③それもできないときは、救急医療情報センター（0532）63局1133番）へ電話する——の手順でご利用ください。

私立幼稚園の来年度 入園者を募集します

子ども課 ☎89-2133

各幼稚園では、それぞれ特色を生かし、幼児の発達に応じた楽しい保育を行っています。また、保護者の負担を軽くするため、授業料の一部を補助する制度もあります。なお、入園要項・願書の配布は9月1日（水）から、願書の受け付けは10月1日（金）から、各幼稚園で行います。

詳細については、各幼稚園へ、お問い合わせください。

募集幼稚園（50音順）	入園説明会日時
愛知双葉幼稚園（下野川町） ☎86-5406	9月7日（火）10:30～
光明寺幼稚園（西豊町） ☎86-2879	9月8日（水）10:30～
西明寺幼稚園（八幡町） ☎87-2661	9月8日（水）10:30～
豊川幼稚園（幸町） ☎86-2514	9月16日（木）13:30～
豊川東幼稚園（末広通） ☎86-2607	9月9日（木）13:30～
花井幼稚園（新宿町） ☎86-4416	9月14日（火）10:30～

本年度の国民健康保険料率をお知らせします

平成22年度の保険料率が表1のように決まりました。被保険者の高齢化による医療費の伸び、前年所得の減少などにより、保険料率が上昇しました。保険料は①所得割額（被保険者の前年所得に応じて計算）②資産割額（被保険者の土地・家屋分の固定資産税額に応じて計算）③被保険者均等割額（被保険者1人当たりで計算）④世帯別平等割額（1世帯当たりで計算）

この保険料率により、年間保険料を本算定として計算し、仮決定料による第1・2期分を差し引いた金額を、第3期以降の6回に分けて納めていただきます。特別徴収（年金天引き）は、年間保険料から4月・6月・8月分を差し引いた金額を、10月・12月・2月の3回に分けて納めていただきます。また、特別徴収の対象者は、被

【表1】平成22年度の国民健康保険料率

年間保険料は、4つの区分の合計額となります。介護分保険料は、40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）だけにかかります。

区分	内容	医療分料率	支援金分料率	介護分料率
所得割額	21年中所得から33万円を差し引いて右の率をかけた額	100分の5.6	100分の1.9	100分の1.8
資産割額	22年度固定資産税額（土地・家屋分）に右の率をかけた額	100分の26	100分の8	100分の9
被保険者均等割額	被保険者1人当たり	23,300円	7,300円	8,500円
世帯別平等割額	1世帯当たり	20,300円	6,400円	5,000円

*合併に伴う経過措置として、合併前から引き続き旧一宮地域内に住所があり、かつ引き続き国保の被保険者または擬制世帯主のいる世帯の方は、下表のとおりです。

区分	内容	医療分料率	支援金分料率	介護分料率
所得割額	21年中所得から33万円を差し引いて右の率をかけた額	100分の5.3	100分の1.9	100分の1.8
資産割額	22年度固定資産税額（土地・家屋分）に右の率をかけた額	100分の25.0	100分の8	100分の9
被保険者均等割額	被保険者1人当たり	23,200円	7,300円	8,500円
世帯別平等割額	1世帯当たり	19,900円	6,400円	5,000円

【表2】保険料の軽減制度（申請不要）

●世帯の所得金額が次の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

世帯の所得金額	軽減割合
33万円以下の世帯	7割軽減
33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯	5割軽減
33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯	2割軽減

●75歳に達する方が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することで、国民健康保険の単独世帯になる方について、平等割額を半額とします。
※保険料の軽減は、確定申告、または市・県民税の申告をもとに行いますので、必ず、申告書を提出してください。

保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、被保険者である世帯主が原則として年間18万円以上の高齢基礎年金などを受給しており、国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方です（平成22年度中に65歳、または75歳に到達する方を除く）。ただし、口座振替で保険料を納めており、未納のない方は口座振替が継続されます。

なお、本年度の賦課限度額（年額）は、医療分保険料が50万円、後期高齢者支援金分保険料が13万円、介護分保険料が10万円です。本算定の保険料は、8月中旬に郵送で「平成22年度納入通知書」としてお知らせします。

詳しいことは、保険年金課（89局2118番）へ、お問い合わせください。

■**保険料の軽減制度（申請不要）**
所得が表2に該当する世帯は、保険料が軽減されます。軽減の判定をする際、専従者給与収入は支払者の所得に戻し、土地などにかかる譲渡所得は特別控除前の譲渡所得金額で計算します。

■**保険料の減免制度（申請必要）**
平成22年4月1日現在、世帯主が次のいずれかに該当する世帯は、保険料の減免が受けられます。

①20歳未満の子どもを養育している母子・父子・寡婦世帯で、世帯の合計所得金額が125万円以下の世帯②身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳——の交付を世帯主が受けており、世帯の合計所得金額が125万円以下の世帯

①に該当する世帯は「平成22年度納入通知書」を、②に該当する世帯は「平成22年度納入通知書」と該当の手帳をお持ちの上、保険年金課（本庁舎1階）へ

■**その他** 土地・家屋にかかる固定資産税額が25万円以下で、7割軽減に該当する世帯と市民税非課税または合計所得が125万円以下（5割・2割軽減世帯は除く）の世帯は、申請により均等割額と平等割額が10割減免されます。該当する世帯には、申請書を郵送してありますので、提出してください

■**倒産や解雇による離職者の軽減制度（申請必要）**
離職日時点で65歳未満であり、平成21年3月31日以後に倒産・解雇、雇止めなどにより離職され、雇用保険の受給資格のある方は、所得割額の軽減が受けられます。
■**軽減内容** 前年給与所得を30割にして所得割額を算定
■**申し込み** 雇用保険受給資格者証をお持ちの上、保険年金課へ



収穫から学ぶ食育

食育キッチン ファームを開催

市では、「食育キッチンファーム」を開催します。これは、農家と共同し、畑での収穫体験と、収穫した野菜を使った料理教室を行うものです。

詳しいことは、農務課（89局2138番）へ、お問い合わせください。

日時 9月19日（日）午前9時から午後1時まで

集合場所 市役所

対象 小学1年生から3年生までとその保護者

定員 15組（1組2人まで）

会費 1組500円

持ち物 エプロン、三角巾、タオル

申し込み 8月23日（月）から、先着順に受け付け。直接、または電話で、農務課へ

「とよかわオープンカレッジ」 受講生募集

とよかわオープンカレッジでは、「教育・地域社会」「生活全般」「健康・福祉」「芸術・文化」などの分野で85講座の受講生を募集します。

募集期間は9月1日から15日（※必着）までです。講座の詳細については、各公共施設に設置してあります講座案内書をご覧ください

さい。なお、市ホームページでもご覧いただけます。

詳しいことは、とよかわオープンカレッジ事務局（生涯学習課内 ☎88局8035番）へ、お問い合わせください。

バリアフリー基本構想策定 タウンウォッチングの 参加者募集

市では、豊川市バリアフリー基本構想の策定にあたり、重点整備地区の八幡地区を実際に歩き、バリア（障壁）を確認するタウンウォッチングの参加者を募集します。

詳しいことは、都市計画課（89局2169番）へ、お問い合わせください。

日時 9月27日（月）午後1時から5時まで

対象 市内に在住の方

定員 若干人

申し込み 9月3日（金）まで受け付け。①住所②氏名③生年月日④電話番号（お持ちの方はFAX、Eメールアドレス）⑤障害の有無——を記入の上、直接、電話、またはFAX（89局2171番）で、都市計画課へ。郵送（〒442-8601諏訪1の1）でも申し込みできます

創作いなり寿司コンテスト 作品を募集します

市では、豊川いなり寿司ブランド化推進の一環として、豊川市の農産物を使った「地産地消の創作いなり寿司コンテスト」を開催します。

詳しいことは、商工観光課（89-2140）へ、お問い合わせください。

応募期間 8月20日から10月8日まで ▶ 応募規定

①未発表のオリジナルのレシピ②豊川市の地元農産物を1種類以上使用③油揚げの中に食材を詰める形式の食べ物である ▶ 応募資格

市内の小・中学生 ▶ 応募方法

所定の用紙に記入の上、直接、または郵送で、商工観光課（〒442-8601諏訪1の1）へ。

用紙は商工観光課（北庁舎2階）にあります。市ホームページからも応募できます



昨年の最優秀作品「手筒いなり」